

財団法人山形県体育協会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人山形県体育協会(以下「本会」という。)寄附行為第4条に基づき、体育・スポーツに関する表彰を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 本会は、本県体育・スポーツの普及と振興に関し、次条各号のいずれかに該当すると認められた個人(本県に居住するか又は県外の大学に在学する本県出身者に限る。)又は団体を表彰する。

2 国民体育大会ふるさと選手制度により、本県代表選手として出場し、優勝した個人を表彰する。

(表彰の種別及び内容)

第3条 表彰の種別及び内容は、次のとおりとする。

(1)殊 勲 賞

- ア. 全国競技大会において優勝又は日本新記録を樹立した者(日本タイ記録を含む)
- イ. 日本代表選手として国際競技会に出場した者
- ウ. 全国大会で好成績を収め、ナショナルリーグ等の推薦を得たチーム
- エ. 国民体育大会において、ふるさと選手として参加し優勝した者

(2)奨 励 賞

- 殊勲賞に該当しない競技会等において、次のいずれかの成績を挙げた者
- ア. 全国大会において優勝した者
- イ. 日本代表選手として、国際競技会に出場し入賞した者(1～8位)

(3)功 労 賞

- ア. 県又は地域スポーツの普及振興に多大な業績を挙げ、その功績が顕著な者
- イ. 本会の役員として会の発展に特に寄与した者
- ウ. 本会加盟団体役員として特に功労のあった者
- エ. 長期にわたり活躍した優秀選手・監督及びチーム

(4)感 謝 状

- ア. スポーツの普及振興に物心両面にわたり尽力のあった者
- イ. 本会加盟団体役員として本会の発展に特に功労のあった者

(候補者等の推薦)

第4条 加盟団体及び本会専門委員会は、前条に規定する各賞の候補者及び団体について、本会に推薦するものとする。

(候補者の選考及び決定)

第5条 推薦された候補者並びに団体については、本会理事会において選考のうえ決定する。

(受賞の回数並びに加授)

第6条 表彰の回数は、殊勲賞並びに奨励賞を除き1回を原則とする。

2 功労賞を受けた者が、新たな事由等により功労が認められた場合は、重賞することができる。

3 第3条第3号エに該当する個人及び団体には、「山形県ライオンズスポーツ賞」を別に加授する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、毎年定期又は必要と認めたときに表彰状を授与して行う。

2 前条の表彰には、副賞をあわせて授与することができる。

(規程の変更)

第8条 本規程及び内規は、理事会の承認を得て変更することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の施行についての必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成6年5月26日から施行する。
2. 財団法人山形県体育協会表彰規程(昭和48年3月20日)は、廃止する。
3. この規程は、平成8年1月17日一部改正する。
4. この規程は、平成8年3月22日一部改正する。

附 則

この規程は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日より適用する。